

協議第9号

新市の名称について（名称の決定方法の確認）

新市の名称決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

協議事項	新市の名称について（名称の決定方法の確認）	関係項目	
調整の内容	新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。		
任意協議会の調整素案			

新市の名称 説明資料	
区分	内容
1. 留意事項	<p>新市名は、住民のニーズや歴史的地理的背景、3町の首長や議会の意向等をふまえ、総合的に決定する必要がある。新設合併の場合、現在の町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。もちろん、現在の名称を使用することもできる。</p> <p>従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。</p>
2. 関係法令	<p>地方公共団体の名称は地方自治法第3条で規定されており、新たに市町村が設置される新設合併には、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合の際に名称があわせて決定されることになっている。</p> <p>地方自治法第3条（地方自治体の名称） 一部抜粋 第3条 地方公共団体の名称は従来の名称による。（第2、6、7項省略） 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特定の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。</p> <p>地方自治法第7条（市町村の廃置分合と境界変更） 一部抜粋 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにこの旨を総務大臣に届け出なければならない。</p>

新市の名称 説明資料	
区 分	内 容
3.新市名の取扱いに関する留意事項	<p>新市の名称については、昭和45年に「市の名称に係る自治省通達」により既存の市の名称は使用できないとされていた。しかし、地方分権一括法が平成12年4月から施行され、自治事務扱いとなり同じ名称は、使用できるようになった。</p>
	<p>新市名の取扱いに関する自治省照会事項 (西東京市合併事務研究会資料参照)</p> <p>質問1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合 (1) 同じ表記で読みが異なる場合 【例】宮崎県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし) 静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし) 回答 × …… 表記が同じ場合は不可。 (2) 異なる表記で読みが同じ場合 【例】宮城県仙台市(せんだいし) せんだい市 埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市 回答 (3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合 【例】東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市(みずほし) 奈良県明日香村(あすかむら) 明日香市(あすかし) 回答 ……全国に見て、現在も同様の事例がある。</p> <p>質問2 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合 【例】LOVE ラブ AND アンド 回答 ○……理由が明白であればよい。</p> <p>質問3 略字及び算用数字等の使用 (1) 「ヶ」の使用 回答 ○……例:青ヶ島村など (2) 「012345678(数字)」の使用 回答 ×……日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。 (3) 「々」の使用 回答 ○……例:小佐々町など</p> <p>質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合 【例】永遠市(えいえんし) (とわし) 宇宙市(うちゅうし) (そらし) 回答 ○……新市名告示する場合、読み仮名を振ればよい。</p> <p>質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの 回答 公序良俗に反する名前 長すぎる名前 現在使用していない漢字を使用した名前</p>

新市の名称 説明資料	
区 分	内 容
4 . 先進地事例	<p>あきる野市 合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前も捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話しを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況だった。</p> <p>小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。</p> <p>西東京市 住民公募の後、小委員会を設置して10点まで絞り込みを行うこととした。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広い参加をお願いし、多くの応募があった。</p> <p>選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域の特徴、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。それを協議会では委員全員で無記名投票を行い5点まで絞り込んだ。さらに、市民意向調査を実施し、市民の投票数がもっとも多かった「西東京市」に決定した。</p> <p>篠山市 任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果、一体感醸成の観点から最終的に決定した。</p> <p>あさぎり町 一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。</p> <p>応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。</p> <p>さぬき市 7月24日開催の第4回合併協議会において、5町で実施した住民アンケート調査の最終結果の内容及び第3回合併協議会時に意見として確認された各町10案の名称を提出し、総合的な見地から慎重に協議を行った結果、下記の選定理由で新市の名称は「さぬき市」とするということで確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県の旧国名であり、さぬきうどんや讃岐平野などに表されるように、全国的にも知れ渡った知名度を有する。 ・住民アンケート調査10傑においても、5町総合の上位に位置し、5町の小中学校等の若者に対するアンケートにおいても、「さぬき市」がふさわしいとする意見が多かった。 ・新市における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称である。

新市の名称 説明資料

区 分

内 容

構成市町村名から合併市町村名を採用した例

合併市町村名		形態	合併月日	構成市町村
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14.11. 1	つくば市、荃崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町

新しい名称を採用した例

合併市町村名		形態	合併月日	構成市町村
東京都	西東京市	新設	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	引田町、白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町

新市の名称 説明資料

区 分	内 容																				
5. 新市名称選定 (案)	<p>法定協議会で新市名称募集要項を策定し、公募する。 選定小委員会を設置し、選定小委員会において審査基準を定め、応募作品を10作品の候補に絞り込む。 法定協議会において10作品の中から新市名称を決定する。</p>																				
6. 新市名称の 公募(案)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">選定小委員会の設置</td> <td style="text-align: center;">設 置 す る</td> </tr> <tr> <td>募集要項等の制定</td> <td style="text-align: center;">制 定 す る</td> </tr> <tr> <td>周知方法</td> <td>・協議会だより ・広報 ・ホームページ</td> </tr> <tr> <td>応募方法</td> <td>・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス</td> </tr> <tr> <td>応募資格</td> <td>・3町の住者 ・3町の出身者 ・対象は小学生以上</td> </tr> <tr> <td>応募の記載内容</td> <td>・新市の名称 ・提案理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号 ・3町の出身者は出身地の町名</td> </tr> <tr> <td>応募基準</td> <td> 全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称 </td> </tr> <tr> <td>懸賞</td> <td>・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等)</td> </tr> <tr> <td>募集期間</td> <td>・平成 年 月 日～ 月 日(ヶ月間)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・1人につき1点のみの応募</td> </tr> </table> <p>参 考</p> <p>全国の市町村名で3町の名称と同一名称や類似名称の事例 昭和町： 山梨県中巨摩郡昭和町 福島県大沼郡昭和村 群馬県利根郡昭和村 埼玉県北葛飾郡庄和町 天王町、飯田川町の同一名称はなし。 全国の市町村名で「湖」が名称に入っている事例 静岡県湖西市 滋賀県愛知郡湖東町 滋賀県東浅井郡湖北町 滋賀県石部・甲西合併協議会(平成16年10月1日合併予定)が6月5日に合併後の名称を「湖南市」と決定。</p>	選定小委員会の設置	設 置 す る	募集要項等の制定	制 定 す る	周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ	応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス	応募資格	・3町の住者 ・3町の出身者 ・対象は小学生以上	応募の記載内容	・新市の名称 ・提案理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号 ・3町の出身者は出身地の町名	応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称	懸賞	・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等)	募集期間	・平成 年 月 日～ 月 日(ヶ月間)	その他	・1人につき1点のみの応募
選定小委員会の設置	設 置 す る																				
募集要項等の制定	制 定 す る																				
周知方法	・協議会だより ・広報 ・ホームページ																				
応募方法	・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス																				
応募資格	・3町の住者 ・3町の出身者 ・対象は小学生以上																				
応募の記載内容	・新市の名称 ・提案理由 ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・電話番号 ・3町の出身者は出身地の町名																				
応募基準	全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称																				
懸賞	・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等)																				
募集期間	・平成 年 月 日～ 月 日(ヶ月間)																				
その他	・1人につき1点のみの応募																				

新市の名称 説明資料

内 容

7. 県内の名称公募の事例

	仁賀保・金浦・象潟	千畑・六郷・仙南	大曲仙北	本荘由利	湯沢雄勝
選定小委員会の設置	なし	なし	有	なし	有
募集要項等の制定	有	有	有	有	有
周知方法	協議会だより・広報・ホームページ	協議会だより・広報・ホームページ	協議会だより・広報・ホームページ	協議会だより・広報・ホームページ	協議会だより・広報・ホームページ
応募方法	官製はがき	応募用紙・はがき・封書 ・電子メール・ファックス	はがき・封書・電子メール・ ファックス・ホームページ	はがき・封書・ファックス・ 電子メール・ホームページ	応募用紙・はがき・封書 ・電子メール・ファックス
応募資格	小学生以上で住所は問わない	年齢制限なし	区域内に住所を有する方 年齢制限なし	区域内に住所を有する方 年齢制限なし	小学生以上で住所は問わない
応募の記載内容	新市の名称・提案理由・ 住所・氏名・年齢・電話 番号	新町の名称・ふりがな・ 名称の理由・住所・氏名・ 年齢・電話番号	名称・ふりがな・命名理 由・住所・氏名・性別・ 年齢・電話番号	新市名称・ふりがな・名 称の理由・住所・氏名・ 年齢・電話番号	新市名称・ふりがな・名 称の理由・住所・氏名・ 年齢・電話番号
懸賞	新市の名称として選ばれた 応募者の中から10人に記 念品	新町の名称として選ばれた 応募者の中から10人以内 に記念品	名付け親大賞1人(10万円) 名付け親賞5人(2万円) アイデア賞10人(1万円)	名付け親大賞1人(5万円) 名付け親賞15人(1万円) ふるさと賞30人(3千円)	名付け親大賞1人(5万8千円) 名付け親賞5人(1万8千円) 特別賞10人(5千円)
旧市町村名の使用	使用できる	使用できる	使用できない (組合せや一部使用は可)	使用できる	使用できる
その他	1人につき1点のみの応募 応募総数 2,103通 738種類	・一人何点でも応募可能 ・同一人の同一名称は一点限り ・6月2日から8月22日まで 募集 応募総数 2,828通 1,117種類	・一人何点でも応募可能 ・同一人の同一名称は一点限り ・7月1日から8月31日まで 募集 応募総数 2,722通 1,459種類	・一人何点でも応募可能 ・同一人の同一名称は一点限り ・7月10日から9月9日まで 募集 応募総数 5,211通 1,087種類	・一人何点でも応募可能 ・同一人の同一名称は一点限り ・9月10日から10月31日 まで募集

新市の名称 説明資料

内 容

8 . 名称選定に関する県内協議会の協議状況

(平成15年10月17日現在)

協議会名	協 議 状 況
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1次選定で公募された1, 117通りから、委員21人がそれぞれ3つ以内を選択して投票。現在の3町村名を含む31通りの候補とした。 ・ 9月18日開催の第8回協議会で2次選定として5候補に絞り込んだ。(3町村名を3つとし、のこり2つを委員21人の投票で決定) 5候補： 六郷町 千畑町 仙南町 美郷町 奥羽町 ・ 10月16日開催の第9回協議会で新町の名称を「美郷町」と決定。
大曲仙北合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称選定審査会が1次選考として公募された1, 459通りから12通りに絞り込んだ。 ・ 2次選定で市町村長が12候補の中から5候補に絞り込み、9月24日開催の第6回協議会に提示。 5候補： 奥羽市 出羽市 新大曲市 大仙市 姫神市 ・ 10月10日開催の臨時協議会で新市の名称を「大仙市」と決定。
本荘由利一市七町合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月25日開催の第8回協議会で、公募結果(1, 817通り)を報告。 本荘市(1, 817件) 由利本荘市(239件) 本城市(233件) 由利市(197件) 鳥海市(145件) ・ 今後、41人の協議会委員が応募のあった名称の中から1点ないし2点を選んで郵送で投票。 ・ 次回協議会で投票結果を報告し、次々回協議会で10候補に絞り込む予定。
田沢湖角館西木合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月25日開催の第4回協議会で、委員24人によるアンケート結果を報告。 角館市7名、田沢湖市6名、北の都市5名、北都市3名、北浦市1名、東あきた市1名、東秋田市1名 ・ 9月26日開催の第6回協議会で、3町長が「田沢湖角館市」「角館田沢湖市」を提案。
湯沢雄勝合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募実施中(9月10日から10月31日) 旧市町村名は使用できる。

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会 新市名募集要項(案)

(趣旨)

第1条 この要項は、天王町、昭和町、飯田川町(以下「3町」という。)が合併した後の新市の名称を広く公募することにより、3町の合併に対する住民の関心を高め、住民参加のまちづくりを一層推進することを目的とする。

(公募の方法)

第2条 応募資格、応募方法等については、次のとおりとする。

(1) 応募資格

3町の居住者又は出身者で小学生以上の者とする。

(2) 応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれかで、1人につき1点のみの応募とする。

応募用紙

官製はがき

電子メール

ファックス

(3) 応募の記載内容

新市の名称(ふりがな) 提案理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号

3町の出身者は出身地の町名

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は、「ふりがな」を振ることを明記する。

(4) 応募基準

全国の市町村名に無い名称

〔案1〕3町の名称は使用しないこと

〔案2〕3町の名称は組合せでは(1字・2字・3字)まで使用できる

〔案3〕3町の名称は使用できる

地理的にイメージできる名称

特徴を表す名称

歴史・文化にちなんだ名称

合併を記念した名称

その他新市としてふさわしい名称

(5) 応募期間

募集期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
月 日到着分まで有効とする。

(周知方法及び結果の公表)

第3条 名称応募の条件、方法及び結果の公表については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、3町の広報等により周知する。

(選定手順)

第4条 新市の名称は、次のとおり選定するものとする。

「新市名称候補選定小委員会」において、審査基準を定め、たうえで応募作品を10作品の候補に絞り込む。

合併協議会において10作品の中から新市の名称を決定する。

(名称の帰属)

第5条 採用された名称に関する一切の権利は、天王町、昭和町、飯田川町に帰属するものとする。

(記念品贈呈)

第6条 記念品の贈呈対象者等については次のとおりとする。

贈呈対象者

賞品の贈呈対象者は、新市の名称として採用された名前を応募した者とする。

なお、該当する者が複数の場合は、抽選により決定するものとする。

賞品

・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 10人(図書券等)

(その他)

第7条 この要項に定めない事項については、会長が別に定める。

新市名称候補選定小委員会設置要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- （1）天王町、昭和町、飯田川町が合併した場合における新市の名称の候補の選定
- （2）新市の名称の選定基準に関する事
- （3）その他新市の名称に関し必要な事項

（組織）

第3条 小委員会は、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
 - （2）副委員長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

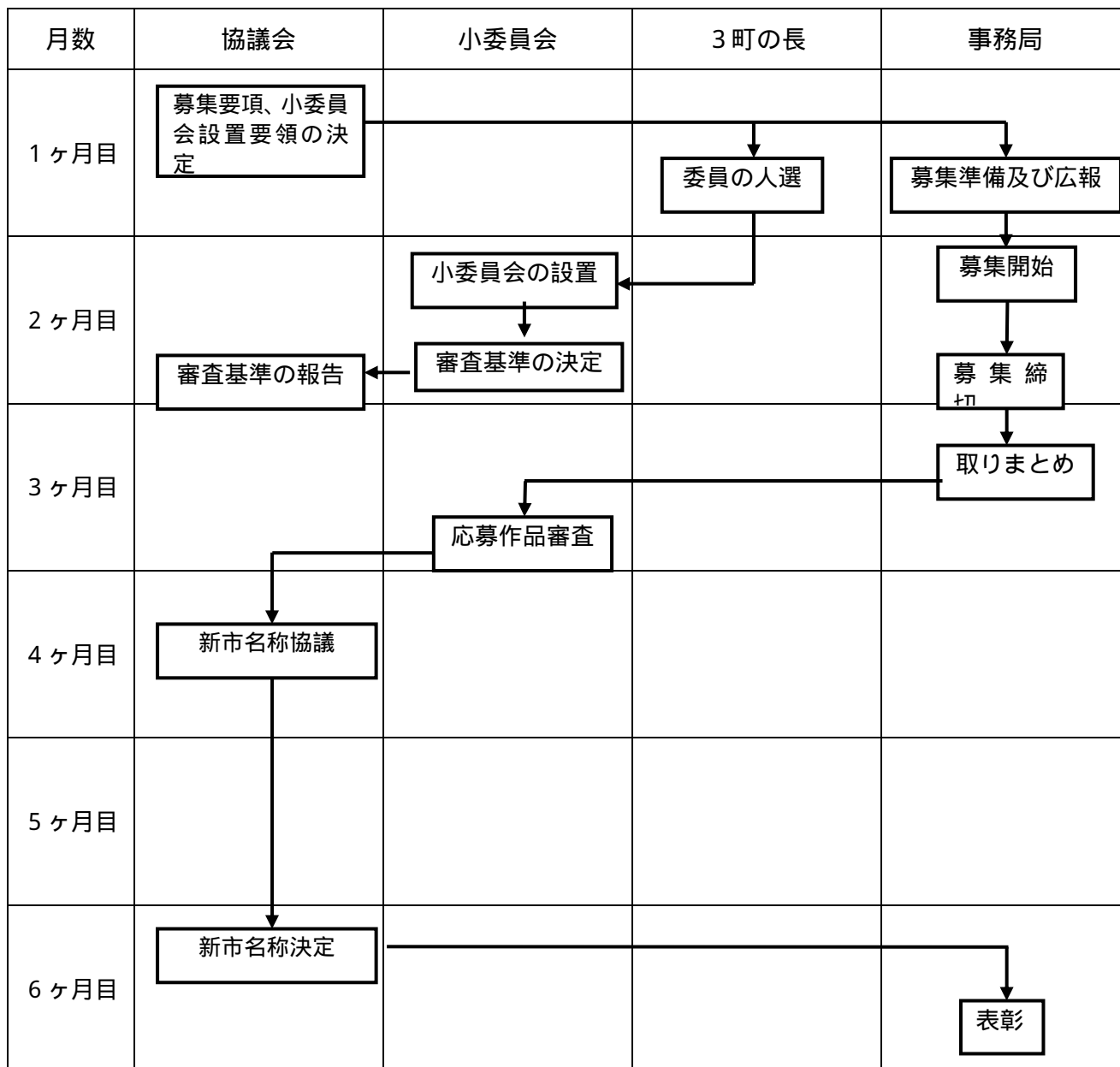
（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 月 日から施行する。（協議会での確認日から施行する）

新市名称選定スケジュール



協議第10号 《継続協議》

新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）

合併時の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成15年9月25日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡 町 字 番地とする。

平成 年 月 日確認

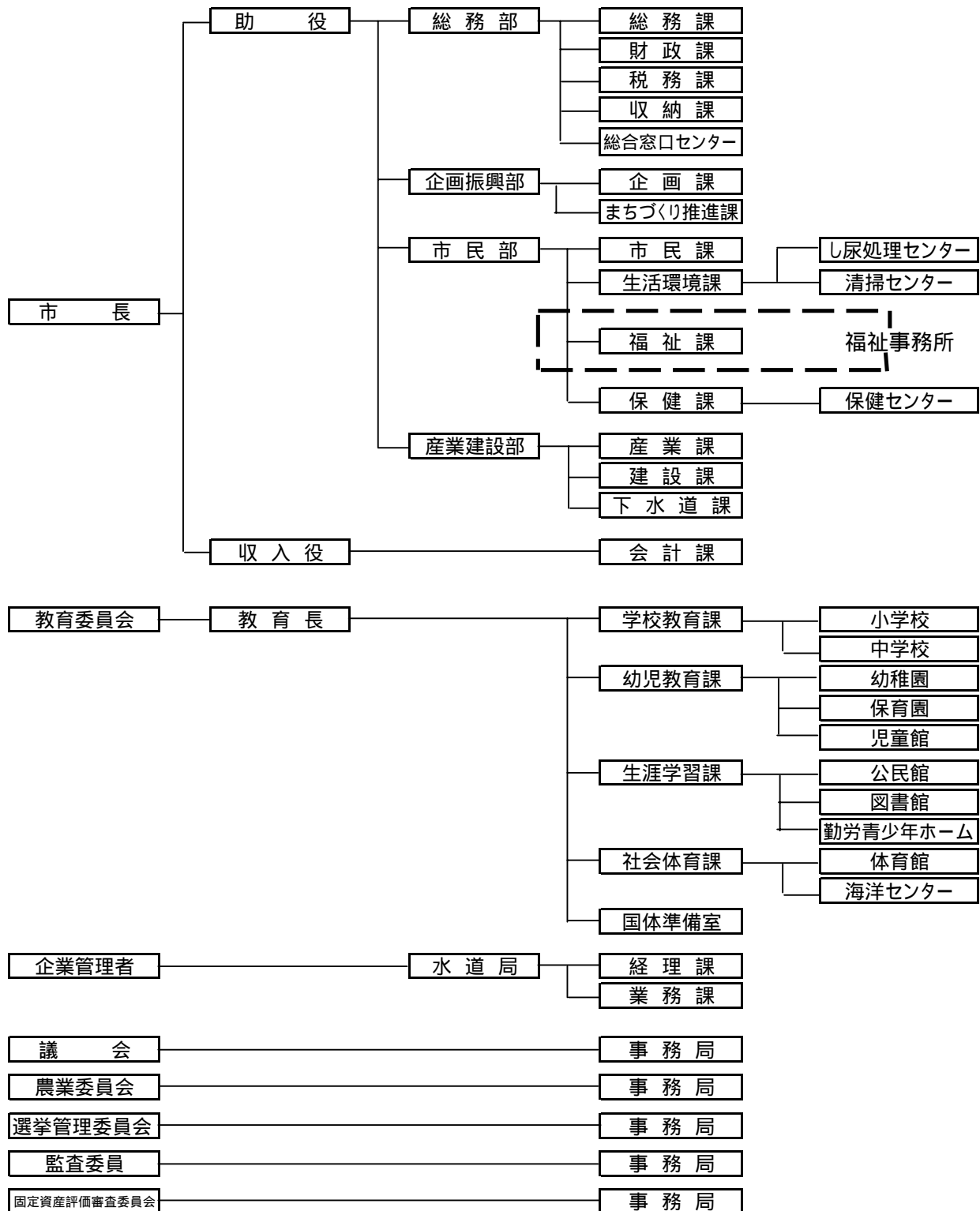
協議事項	新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）	関係項目	
調整の内容	新市の事務所の位置は、合併時は南秋田郡 <input type="text"/> 町 <input type="text"/> 字 <input type="text"/> 番地とする。		

新市の事務所の位置（合併時の事務所の位置の確認） 説明資料		
1. 現況		
天王町	昭和町	飯田川町
天王町役場 ・住所 天王町天王字上江川47-100	昭和町役場 ・住所 昭和町大久保字堤の上1-3	飯田川町役場 ・住所 飯田川町下虻川字八ツ口70
・施設規模 本庁舎（鉄筋コンクリート造2階建） 敷地面積 1,478.5 m ² 延床面積 1,080 m ² 第2庁舎 敷地面積 831.85 m ² 延床面積 292 m ² 追分出張所 敷地面積 2,605.42 m ² 延床面積 991 m ²	・施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 13,390 m ² 延床面積 3,643.94 m ²	・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 6,500 m ² 延床面積 1,996.16 m ²
・竣工 本庁舎 昭和40年 建設費 32百万円 第2庁舎 平成8年 改修費 6百万円 （旧職員会館建設年度 昭和48年建設費15百万円） 追分出張所 平成8年 改修費 1百万円 （勤労青少年ホーム建設年度昭和60年建設費 155百万円）	・竣工 平成8年 建設費 1,313百万円	・竣工 昭和58年 建設費 483百万円
・庁舎建設基金 332,655千円（14年度末）	・庁舎建設基金 なし	・庁舎建設基金 なし
・職員数 条例定数180人 実数165人	・職員数 条例定数117人 実数98人	・職員数 条例定数77人 実数71人
・庁舎内職員数 本庁舎57人 第2庁舎26人 追分出張所2人 合計 85人	・庁舎内職員数 73人	・庁舎内職員数 42人

参考資料

部・課の名称等は、現時点の想定であり、
確定したものではありません。

新市行政組織機構(例)



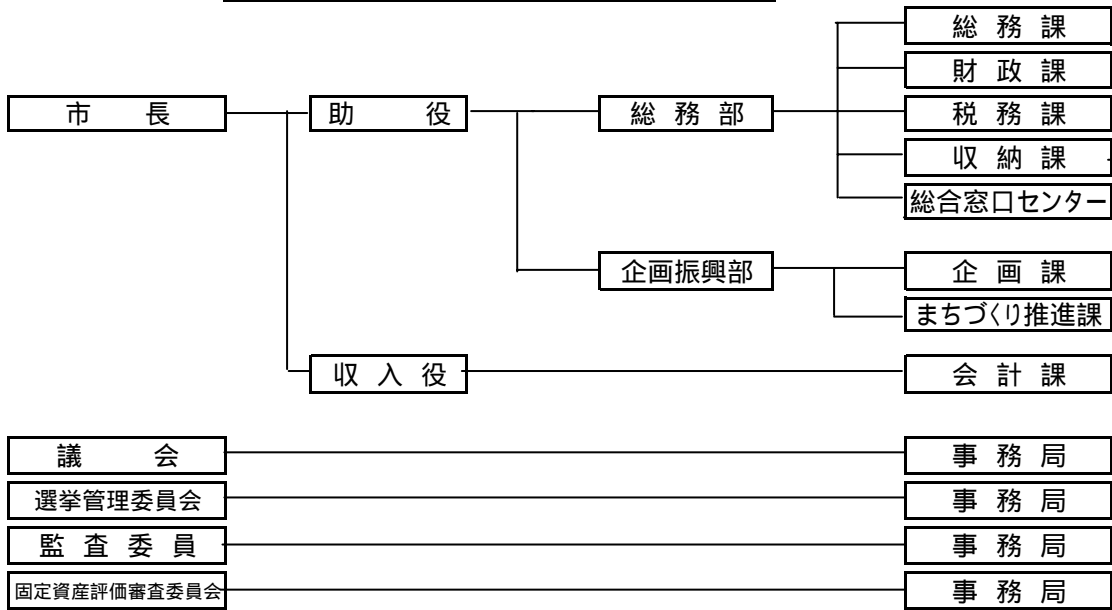
総合窓口センター

住民がよく利用する窓口業務を行う。

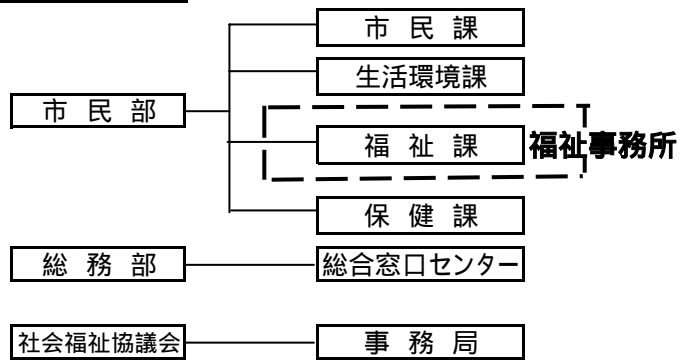
取扱業務(例)：戸籍・住民票の発行、税の納付、税証明、福祉・年金の申請、農地転用申請、道路の維持管理
公営住宅・下水道加入等申込、学校の転入転出、各種相談 等

分庁方式のイメージ図

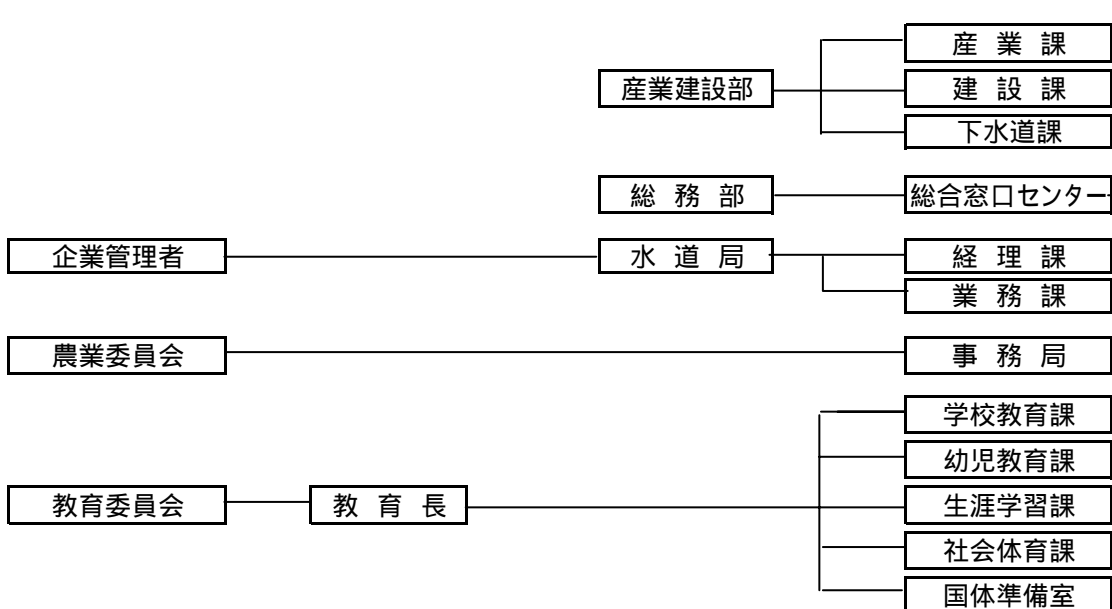
A庁舎(管理部門)



B庁舎(市民生活・福祉部門)



C庁舎(産業・建設・教育部門)



協議第 1 1 号

《継続協議》

財産の取扱いについて（財産及び債務の取扱い）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 8 月 2 7 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

3 町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。
ただし、基金については 3 町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協議事項	財産の取扱い(財産及び債務の取扱い)	関係項目	
調整内容	3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。 ただし、基金については3町それぞれの持ち分とし、地域振興の事業推進に支消するものとする。		

参考資料

この資料は、平成14年度の決算数字であり、この数値どおり新市に引き継がれるものではありません。

現 況 (総括表)			
天王町	昭和町	飯田川町	
1. 財産	1. 財産	1. 財産	
(1) 公有財産	(1) 公有財産	(1) 公有財産	
土地	土地	土地	347,935.00m ²
建物	建物	建物	24,174.00m ²
動産	動産	動産	なし
有価証券	有価証券	有価証券	2,200千円
出資による権利	出資による権利	出資による権利	12,108千円
(2) 物品(車両)	(2) 物品(車両)	(2) 物品(車両)	22台
(3) 債権	(3) 債権	(3) 債権	2,901千円
(4) 基金	(4) 基金	(4) 基金	482,540千円
(5) 土地開発基金	(5) 土地開発基金(土地含)	(5) 土地開発基金	59,245千円
2. 債務	2. 債務	2. 債務	
(1) 地方債現在高	(1) 地方債現在高	(1) 地方債現在高	4,894,209千円
(2) 債務負担行為	(2) 債務負担行為	(2) 債務負担行為	374,337千円

参考資料

現 況 (明 細 表)

1. 公有財産の状況

(1) 不動産(単位: m²)

平成14年度決算

区 分	土 地			建 物		
	行政財産	普通財産	合計	行政財産	普通財産	合計
天王町	868,858.42	199,667.03	1,068,525.45	86,951.59		86,951.59
昭和町	747,866.00	23,230.00	771,096.00	45,063.00		45,063.00
飯田川町	235,370.00	112,565.00	347,935.00	23,202.00	972.00	24,174.00
合 計	1,852,094.42	335,462.03	2,187,556.45	155,216.59	972.00	156,188.59

公有財産: 地方自治体が所有する不動産、船舶、地上権、特許権、債権などの財産をいう。

行政財産: 公有財産のうち、地方公共団体において現に公用若しくは公共の用に供し、又は供するものと決定した財産をいう。

普通財産: 行政財産以外の一切の公有財産。直接特定の行政目的のために供させるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場でこれを所有し、その経済価値を發揮させるために、管理する財産をいう。

公営企業関係の財産については、別に記載している。

土地の内訳(単位: m²)

平成14年度決算

区 分	行 政 財 産						普 通 財 産				
	役場庁舎	学 校	公営住宅	公 園	その他	合 計	山 林	原 野	宅 地	その他	合 計
天王町	1,979.42	193,670.08	92,457.65	89,181.21	491,570.06	868,858.42		10,958.24	5,316.54	183,392.25	199,667.03
昭和町	13,390.00	58,866.00	42,066.00	210,647.00	422,897.00	747,866.00	8,424	0.00	6,836.00	7,970.00	23,230.00
飯田川町	13,099.00	33,675.00	12,547.00	94,708.00	81,341.00	235,370.00	1,171.00	0.00	20,563.00	90,831.00	112,565.00
合 計	28,468.42	286,211.08	147,070.65	394,536.21	995,808.06	1,852,094.42	9,595.00	10,958.24	32,715.54	282,193.25	335,462.03

建物の内訳(単位: m²)

平成14年度決算

区 分	行 政 財 産						普通財産
	役場庁舎	学 校	公営住宅	公 園	その他	合 計	倉庫、その他
天王町	1,091.61	34,754.30	11,777.63	3,363.45	35,964.60	86,951.59	
昭和町	4,118.00	9,227.00	9,482.00	956.00	21,280.00	45,063.00	
飯田川町	2,328.00	5,921.00	3,025.00	551.00	11,377.00	23,202.00	972.00
合 計	7,537.61	49,902.30	24,284.63	4,870.45	68,621.60	155,216.59	972.00

参考資料

現 況 (明 細 表)

公営企業関係の財産(単位:㎡)

平成14年度決算

区 分	土 地			建 物		
	事 務 所	そ の 他	合 計	事 務 所	そ の 他	合 計
天王町		11,058.31	11,058.31		1,384.48	1,384.48
昭和町		26,099.37	26,099.37		2,003.03	2,003.03
飯田川町						
合 計		37,157.68	37,157.68		3,387.51	3,387.51

道路の延長と面積(単位:kmと千㎡)

平成15年3月末現在

区 分	道路の延長(km)					道路の面積
	幅員 4.5m以上	幅員 4.5~2.5m	幅員 2.5~1.5m	橋梁	総延長	総面積(千㎡)
天王町	150,343	52,055	4,282	514	207,194	1,153
昭和町	71,545	27,242	6,225	383	105,395	590
飯田川町	37,018	18,539	2,840	514	58,911	292
合 計	258,906	97,836	13,347	1,411	371,500	2,035

(2)動産

平成14年度決算

区 分	品 目	数 量
天王町	救 助 艇	1 艇
昭和町		
飯田川町		
合 計	救 助 艇	1 艇

動産:一般的には不動産以外の一切のものであるが、このうち公有財産となる動産は、船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機、不動産及びの動産の従物に限られる。

参考資料

現 況 (明 細 表)

(3) 有価証券及び出資等に関する権利

有価証券(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	株 券	金 額	株 券	金 額	株 券	金 額	株 券	金 額	合 計
天王町	秋田放送(株)	95					秋田県食肉流通公社	70	165
昭和町	秋田放送(株)	195	東北電力(株)	166	湖東瓦斯(株)	2,700	秋田県食肉流通公社	70	3,131
飯田川町	秋田放送(株)	160			湖東瓦斯(株)	2,000	秋田県食肉流通公社	40	2,200

出資金等(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	天王町	昭和町	飯田川町
天王グリ-ンランド株式会社出資金	53,000		
昭和町総合開発株式会社出資金		35,000	
秋田県信用保証協会出捐金	11,286	7,458	5,398
秋田県国保団体連合会出資金	3,102	3,052	1,449
秋田県農業信用基金協会出捐金	2,890	1,860	1,170
秋田赤十字病院移転新築出捐金	3,948	2,019	1,127
秋田県国際交流協会出捐金		957	526
秋田県土地改良事業団体連合会出資金	750	720	370
秋田県漁業信用基金協会出資金	1,200		
秋田県栽培漁業協会出捐金	3,889		
その他	3,357	3,672	2,068
合 計	83,422	54,738	12,108

公有財産に含まれる出資による権利とは、公益法人、株式会社、有限会社等への出資又は出捐に伴う権利及び財団法人等に対する出捐金もこれに含まれる。

参考資料

現 況 (明 細 表)

2. 債権の状況(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	貸付金の名称	金額	貸付金の名称	金額
天王町	育英会奨学金	82,988		
昭和町	育英会奨学金	3,440		
飯田川町	飯田川町奨学資金	2,901		

一般会計の歳入に係る債権以外の債権を記入している。

3. 基金の状況(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	普通会計関係基金			特別会計関係基金		公営企業関係積立金	合計
	財政調整基金	減債基金	その他基金	国保財政調整基金	その他基金	水道事業	
天王町	622,150	63,518	567,314	70,000		15,000	1,337,982
昭和町	127,108	21,000	52,403	60,000	10,000	42,529	313,040
飯田川町	140,000	10,000	300,402	30,000	2,138		482,540

公営企業関係積立金には、平成14年度分未処分利益剰余金の額を含んでない。

その他の基金の内訳(単位:千円)

区 分	庁舎建設基金	地域福祉基金	中山間ふるさと水と土保全基金	観光(地域)振興基金	ふるさと創生基金等	小学校建築基金	合 計
天王町	332,655	210,000	7,500	10,515	6,644		567,314
昭和町		42,000				10,403	52,403
飯田川町		122,548	6,500	1,000	170,354		300,402

4. 土地開発基金(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	土 地	現 金	合 計
天王町		155,526	155,526
昭和町	24,838	5,162	30,000
飯田川町		59,245	59,245

参考資料

現 況 (明 細 表)

5. 地方債の状況

(1) 各会計の地方債残高(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	普通会計	介護保険事業会計	下水道会計	農集排事業会計	水道事業会計	合 計
天王町	5,055,503	65,634	6,920,278	664,114	2,109,513	14,815,042
昭和町	5,067,297	92,994	2,316,289	1,203,190	1,665,281	10,345,051
飯田川町	2,888,279	6,000	1,806,826	193,104		4,894,209

(2) 各会計の地方債残高のうち償還金が交付税に算入される額(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	天王町			昭和町			飯田川町		
	地方債残高	交付税算入額	算入率(%)	地方債残高	交付税算入額	算入率(%)	地方債残高	交付税算入額	算入率(%)
普通会計	5,055,503	2,750,939	54.4	5,067,297	1,863,818	36.8	2,888,279	1,363,358	47.2
介護保険事業会計	65,634	0	0.0	92,994			6,000	0	0.0
下水道会計	6,920,278	3,333,693	48.2	2,316,289	1,122,319	48.5	1,806,826	880,829	48.8
農集排事業会計	664,114	340,174	51.2	1,203,190	968,665	80.5	193,104	94,434	48.9
水道事業会計	2,109,513	379,397	18.0	1,665,281					
合 計	14,815,042	6,804,203	45.9	10,345,051	3,954,802	38.2	4,894,209	2,338,621	47.8

(3) 地方債を利用した主な事業(施設)とその地方債残高(単位:千円)

平成14年度決算

天王町		昭和町		飯田川町	
事業名(施設名)	地方債現在高	事業名(施設名)	地方債現在高	事業名(施設名)	地方債現在高
道路整備事業	1,474,856	町道整備事業	940,875	道路整備事業	96,476
公営住宅建設事業	42,161	公営住宅建設事業	675,353	公営住宅建設事業	128,274
義務教育施設整備事業	450,555	義務教育施設整備事業	535,786	小学校建設事業	375,208
鞍掛沼公園整備事業	471,614	庁舎建設事業	594,949	若竹幼児教育センタ - 建設事業	361,200
ふれあい交流センタ - (くらら)建設事業	937,996	農業基盤整備事業	234,934	保健福祉センタ - 建設事業	306,654
集会所建設事業	71,547	農道整備事業	265,772	一般公共事業(ほ場整備)	381,890
町民剣道場建設事業	76,600	グラウンドゴルフ場整備事業	200,626	ふるさと林道整備事業	239,933
保健センタ - 建設事業	63,014			有線放送施設整備事業	163,800
自転車駐輪場整備事業	43,240				
老人憩いの家建設事業	42,685				

参考資料

現 況 (明 細 表)

6. 債務負担行為の状況(単位:千円)

平成14年度決算

区 分	限度額	平成14年度末までの支出済額	平成15年度以降支出予定額
天王町	884,191	634,869	249,322
昭和町	1,526,109	845,599	680,510
飯田川町	1,042,649	668,312	374,337

債務負担行為:地方公共団体が金銭給付を内容とする債務を負担する行為をいい、歳出予算が当該年度限りのものであるのに対し、債務負担行為は一般的には次年度以降において経費支出を伴うものがほとんどである。

債務負担行為の残高内訳表(単位:千円)

平成14年度決算

天王町		昭和町		飯田川町	
事業名(施設名)	債務負担行為残高	事業名(施設名)	債務負担行為残高	事業名(施設名)	債務負担行為残高
土地開発公社土地購入分	37,592	土地開発公社土地購入分	246,817	土地開発公社土地購入分	104,058
		コンピュータ-機器とソフト	46,927	コンピュータ-機器とソフト	58,753
土地開発公社製造・工事分	30,515	土地開発公社製造・工事分	23,414	土地開発公社製造・工事分	80,371
秋田組合病院新築補助金	121,730	秋田組合病院新築補助金	69,560	秋田組合病院新築補助金	26,934
農業関係利子補給補助金	1,833	白洲野地区水道布設工事負担金	12,681	農業関係利子補給補助金	39
ティサ-ビスセンタ-建設整備資金償還助成金	57,652	農林水産関係モデル事業・利子補給	103,838	昭和町上水道工事負担金	1,173
		農道整備事業関係分	19,749	井川町上水道工事負担金	103,009
		土地開発会計土地取得分	157,524		
合 計	249,322	合 計	680,510	合 計	374,337

協議第15号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（小委員会の設置について）

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の設置について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会へ諮る。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 6

協議事項	議会議員の定数及び任期の取扱い(小委員会の設置について)	関係項目	
調整内容	協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会へ諮る。		

議会議員の定数及び任期の取扱い(説明資料)					
現 況					
天王町		昭和町		飯田川町	
定 数	20人	定 数	18人	定 数	16人
任期満了日	平成19年2月15日	任期満了日	平成17年9月29日	任期満了日	平成18年10月29日

議会議員の定数及び任期の取扱いの確認スケジュールについて

第3回協議会確認（平成15年8月27日）

決定方法の確認

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、調査・検討し、合併協議会で決定する

次回以降の協議会での協議事項

小委員会を設置する場合

小委員会を設置し調整案を作成。
案1 3町の議会議員
3人×3町=9人
案2 3町の住民代表
3人×3町=9人
案3 3町の議長・住民代表
1名
2人×3町=6人

小委員会の調整案を協議会に諮り、決定する。

調整案

小委員会を設置しない場合

幹事会で調整案を作成し、協議会に提案。

先進事例（平成15年9月18日現在）

- 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会
(平成16年3月を目標年次とする新設合併予定)

3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1ヶ月（平成17年4月30日まで）引き続き新市の議会の議員として在任する。新市の議会議員の定数は、26人とする（継続協議）（小委員会は設けず。）

- 大曲仙北合併協議会（平成17年3月22日新設合併予定）

関係市町村議会議長8人による小委員会を設置し、定数及び任期について調査、検討し協議会へ諮る。

- 田沢湖・角館・西木合併協議会（平成17年3月末日以前新設合併予定）

関係市町村住民代表9人による小委員会を設置し、定数及び任期について調査検討し協議会に報告し、協議会で決定する。
(農業委員会と同一の小委員会)

議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会設置要領（案）

（設置及び趣旨）

第1条 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）に議会議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会（以下「小委員会」という。）を置くこととし、同条第2項の規定に基づき、小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会の所掌事務は、新市の議会議員の定数及び任期の取扱いについて、調査検討するものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、規約第7条第1項第 号に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集するものとする。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議を代表し、会議の議長となる。

（関係者等の出席）

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成15年 月 日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の小委員会は、会長が招集する。

参考資料 議会の定数特例・在任特例について(新設合併)

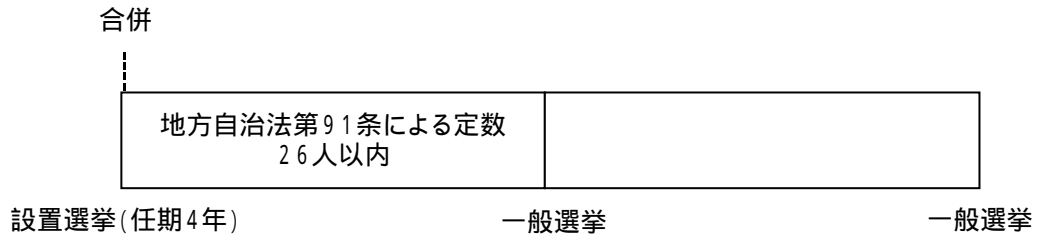
1 天王町、昭和町及び飯田川町の現状等

(単位:人)

	法定 議員定数	各町条例 議員定数	定数特例	在任特例	人口 (平12国調)	任期
天王町	26	20	26 × 2	20	21,687	H19.2.15
昭和町	18	18		18	8,997	H17.9.29
飯田川町	18	16		16	5,027	H18.10.29
計	62	54	52	54	35,711	

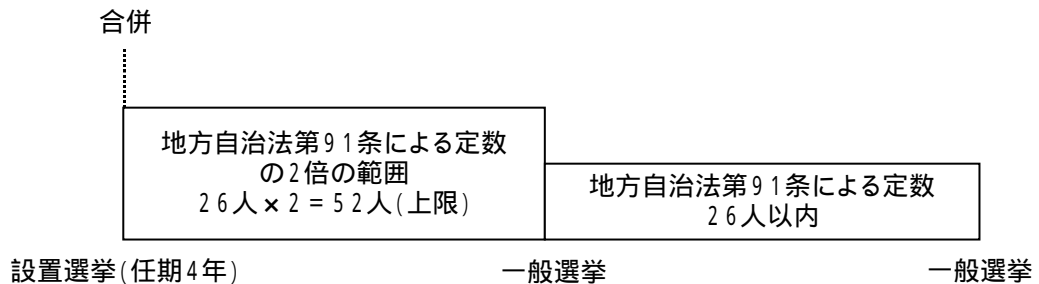
2 原則(特例措置の適用なし)

合併前の市町村の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行う。



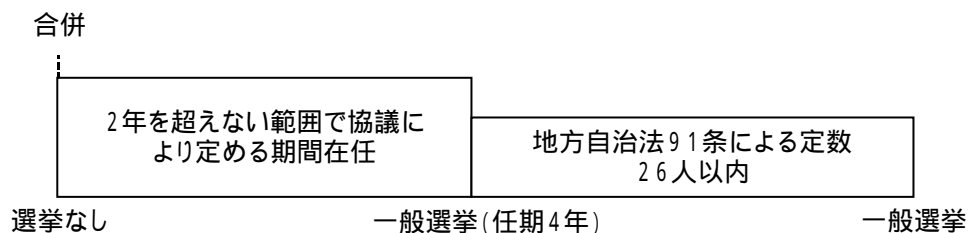
3 定数特例(特例法第6条第1項の適用)

合併する市町村が協議を行い、法定定数の2倍以内で議員定数を設定し、合併後50日以内に設置選挙を行う。



4 在任特例(特例法第7条第1項第1号の適用)

合併する市町村が協議を行い、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内の期間引き続き在任する。



協議第16号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（小委員会の設置について）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の設置について、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会へ諮る。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 7

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(小委員会の設置について)	関係項目	
調整の内容	協議会委員による小委員会を設置し、定数及び任期について調査・検討し、協議会に諮る。		

	天王町	昭和町	飯田川町
現在の農業委員会委員の数及び任期	* 総数 17人	* 総数 15人	* 総数 15人
	選挙による委員 10人(定数10人)	選挙による委員 11人(定数11人)	選挙による委員 11人(定数12人)
	選任による委員 7人	選任による委員 4人	選任による委員 4人
	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人	・農業協同組合推薦 1人
	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人	・農業共済組合推薦 1人
	・町議会推薦 5人	・町議会推薦 2人	・町議会推薦 2人
	*任期満了日 平成17年7月19日	*任期満了日 平成17年7月19日	*任期満了日 平成17年7月19日
農地面積(ha) 1,499	農地面積(ha) 977	農地面積(ha) 648	
農家数(戸) 726	農家数(戸) 766	農家数(戸) 362	

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの確認スケジュールについて

第3回協議会確認（平成15年8月27日）

決定方法の確認

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、調査・検討し、合併協議会で決定する

次回以降の協議会での協議事項

小委員会を設置する場合

小委員会を設置しない場合

小委員会を設置し調整案を作成

案1 3町の議会議員
3人×3町 = 9人

案2 3町の住民代表
3人×3町 = 9人

案3 3町の議長・住民代表
1名
2人×3町 = 6人

幹事会で調整案を作成し、協議会に提案

小委員会の調整案を協議会に諮り、決定する。

調整案

合併した場合の農業委員会の原則

- 1つの農業委員会を置く（合併区域農地面積3,124⁹⁷）
- 選挙による委員の定数は、30人以下（選挙区を設けることができる）

先進事例（平成15年9月18日現在）

■ 仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会
（平成16年3月を目標年次とする新設合併予定）

決定

3町の農業委員会委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し合併の日から1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
（小委員会は設けず）

■ 大曲仙北合併協議会（平成17年3月22日新設合併予定）

決定

1. 新市に大曲市、中仙町、仙北町、太田町の区域と、神岡町、西仙北町、協和農業者を、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し合併の日から1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
2. 大曲市、中仙町、仙北町の区域を合併し、旧市町村の選挙区を調整し、平成17年7月19日までに在任特例後、最田町、初田町、行田町、わねとを合わせた選挙区を設定する。選挙区は、大曲市、中仙北町、仙北町、太田町、神岡町、西仙北町、協和農業者を、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し合併の日から1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
3. 大曲市、中仙町、仙北町の区域を合併し、旧市町村の選挙区を調整し、平成17年3月1日に確定する。選挙区は、大曲市、中仙北町、仙北町、太田町、神岡町、西仙北町、協和農業者を、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し合併の日から1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
4. 大曲市、中仙町、仙北町の区域を合併し、旧市町村の選挙区を調整し、平成17年3月1日に確定する。選挙区は、大曲市、中仙北町、仙北町、太田町、神岡町、西仙北町、協和農業者を、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し合併の日から1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

■ 田沢湖・角館・西木合併協議会（平成17年3月末日以前新設合併予定）

関係市町村住民代表9人による小委員会を設置し、定数及び任期について調査検討し、協議会に報告し協議会で決定する。（議会と同一の小委員会）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会設置要領（案）

（設置及び趣旨）

第1条 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）に農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会（以下「小委員会」という。）を置くこととし、同条第2項の規定に基づき、小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会の所掌事務は、新市の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、調査検討するものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、規約第7条第1項第 号に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 2名

2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集するものとする。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議を代表し、会議の議長となる。

（関係者等の出席）

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、規約第11条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成15年 月 日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の小委員会は、会長が招集する。

協議第18号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名・職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。
- (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 9

協議事項	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目
調整内容	<p>一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(2)職員の職名・職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。</p> <p>(3)職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。</p>	

天王町		昭和町		飯田川町	
H15.4.1現在		H15.4.1現在		H15.4.1現在	
1.職員数		1.職員数		1.職員数	
(1)職員定数条例による職員数	180人	(1)職員定数条例による職員数	117人	(1)職員定数条例による職員数	77人
(2)各課(所)の職員の実員数	165人	(2)各課(所)の職員の実員数	98人	(2)各課(所)の職員の実員数	71人
2.級別の標準的な職務内容		2.級別の標準的な職務内容		2.級別の標準的な職務内容	
(1)一般級	1級 主事補 2級 主事 3級 主任 4級 主査 5級 係長 6級 課長補佐 7級 課長 8級 7級の職で町長が定める職	(1)一般級	1級 主事補 2級 主事 3級 主任 4級 係長 5級 課長補佐、室長補佐 6級 課長、参事、室長 7級 総務課長、主幹	(1)一般級	1級 主事補 2級 主事 3級 主任 4級 課長補佐、係長、主査 5級 課長補佐(重要な業務) 6級 課長、主幹、所長、局長 7級 課長(重要な業務を所掌)
(2)単純労務職	1級 校務員、自動車運転手 2級 校務員、自動車運転手 3級 校務員、自動車運転手 4級 校務員、自動車運転手	(2)単純労務職	1級 校務員、給食調理員 自動車運転手、用務員 2級 校務員、給食調理員 自動車運転手、用務員 3級 校務員、給食調理員 自動車運転手、用務員	(2)単純労務職	1級 清掃職員 2級 自動車運転手

天 王 町			昭 和 町			飯 田 川 町		
H15.4.1現在			H15.4.1現在			H15.4.1現在		
3. 職員の定数及び職員数			3. 職員の定数及び職員数			3. 職員の定数及び職員数		
	定 数	実人数		定 数	実人数		定 数	実人数
(1)町長の事務部局の職員	116人	112人	(1)町長の事務部局の職員	93人	81人	(1)町長の事務部局の職員	62人	58人
(2)議会の事務部局の職員	3人	3人	(2)議会の事務部局の職員	2人	2人	(2)議会の事務部局の職員	2人	2人
(3)選挙管理委員会の職員	3人							
(4)農業委員会の事務部局の職員	3人	2人	(4)農業委員会の事務部局の職員	2人	1人	(4)農業委員会の事務部局の職員	2人	2人
(5)教育委員会の事務部局の職員	49人	43人	(5)教育委員会の事務部局の職員	12人	10人	(5)教育委員会の事務部局の職員	5人	5人
(6)監査委員の事務部局の職員	1人							
(7)企業の事務部局の職員	5人	5人	(7)地方公営企業の職員	8人	4人			
						(8)教育機関の職員	6人	4人
合 計	180人	165人	合 計	117人	98人	合 計	77人	71人
4. 階級別職員数			4. 階級別職員数			4. 階級別職員数		
		人数			人数			人数
(1)一般職		145人	(1)一般職		88人	(1)一般職		69人
(2)単純労務職		20人	(2)単純労務職		10人	(2)単純労務職		2人
合 計		165人	合 計		98人	合 計		71人

現 況																																																																																																					
天 王 町	昭 和 町	飯 田 川 町																																																																																																			
H15.4.1現在	H15.4.1現在	H15.4.1現在																																																																																																			
5. 級別職員数	5. 級別職員数	5. 級別職員数																																																																																																			
単位:人	単位:人	単位:人																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般職</th> <th>単労職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>2級</td><td>27</td><td>3</td></tr> <tr><td>3級</td><td>28</td><td>7</td></tr> <tr><td>4級</td><td>22</td><td>10</td></tr> <tr><td>5級</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>6級</td><td>24</td><td></td></tr> <tr><td>7級</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>8級</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>145</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>		一般職	単労職	1級	4		2級	27	3	3級	28	7	4級	22	10	5級	25		6級	24		7級	14		8級	1					合計	145	20	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般職</th> <th>単労職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr><td>2級</td><td>27</td><td>0</td></tr> <tr><td>3級</td><td>11</td><td>7</td></tr> <tr><td>4級</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>5級</td><td>21</td><td></td></tr> <tr><td>6級</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>7級</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>8級</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>88</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>		一般職	単労職	1級	0	3	2級	27	0	3級	11	7	4級	20		5級	21		6級	8		7級	1		8級						合計	88	10	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般職</th> <th>単労職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr><td>2級</td><td>12</td><td>1</td></tr> <tr><td>3級</td><td>6</td><td></td></tr> <tr><td>4級</td><td>22</td><td></td></tr> <tr><td>5級</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>6級</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>7級</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>8級</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>69</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		一般職	単労職	1級	6	1	2級	12	1	3級	6		4級	22		5級	10		6級	12		7級	1		8級						合計	69	2
	一般職	単労職																																																																																																			
1級	4																																																																																																				
2級	27	3																																																																																																			
3級	28	7																																																																																																			
4級	22	10																																																																																																			
5級	25																																																																																																				
6級	24																																																																																																				
7級	14																																																																																																				
8級	1																																																																																																				
合計	145	20																																																																																																			
	一般職	単労職																																																																																																			
1級	0	3																																																																																																			
2級	27	0																																																																																																			
3級	11	7																																																																																																			
4級	20																																																																																																				
5級	21																																																																																																				
6級	8																																																																																																				
7級	1																																																																																																				
8級																																																																																																					
合計	88	10																																																																																																			
	一般職	単労職																																																																																																			
1級	6	1																																																																																																			
2級	12	1																																																																																																			
3級	6																																																																																																				
4級	22																																																																																																				
5級	10																																																																																																				
6級	12																																																																																																				
7級	1																																																																																																				
8級																																																																																																					
合計	69	2																																																																																																			

現 況						
天 王 町		昭 和 町		飯 田 川 町		
6. 職員給与の状況						
(1) 給料表						
一般職	行政職(一)	1 ~ 8 級適用		一般職	行政職(一)	1 ~ 7 級適用
単労職	行政職(二)	1 ~ 4 級適用		単労職	行政職(二)	1 ~ 2 級適用
(2) 初任給						
一般行政職	一 般 職	国の制度		一般行政職	一 般 職	国の制度
高 校 卒	139,500	139,500		高 校 卒	139,500	139,500
				(運用)	135,100)	
大 学 卒	171,500	171,500		大 学 卒	171,500	171,500
				(運用)	155,000)	
単 労 職	一 般 職	国の制度		単 労 職	一 般 職	国の制度
高 校 卒	132,500			高 校 卒	121,200	

市町村の合併の特例に関する法律(関連部分)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

《参考》

職階 地方公務員法第23条

人事委員会を置く地方公共団体は、職階制を採用するものとする。

職階制に関する計画は、条例で定める。

職階制に関する計画を実施するに当たっては、人事委員会は、職員のすべての職をいずれかの職級に格付しなければならない。

協議第19号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年10月24日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

- 1 特別職の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- 2 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

協定項目番号 10

協議事項	特別職の身分の取扱い	関係項目	
調整内容	1 特別職の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。 2 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。		

現 況 (常 勤 の 特 別 職)					
天王町		昭和町		飯田川町	
1 常勤の特別職		1 常勤の特別職		1 常勤の特別職	
町長	月額 860,000	町長	月額 850,000	町長	月額 810,000
助役	月額 650,000	助役	月額 640,000	助役	月額 610,000
収入役	月額 600,000			収入役	月額 580,000
教育長	月額 565,000	教育長	月額 550,000	教育長	月額 500,000
6月期末手当支給割合	170/100	6月期末手当支給割合	170/100	6月期末手当支給割合	170/100
12月期末手当支給割合	180/100	12月期末手当支給割合	180/100	12月期末手当支給割合	180/100
役職加算	15%	役職加算	15%	役職加算	15%
(14～15年度は期末手当総額から5%減額)					
寒冷地手当	一般職に同じ	寒冷地手当	一般職に同じ	寒冷地手当	一般職に同じ
通勤手当	一般職に同じ	通勤手当	一般職に同じ	通勤手当	一般職に同じ
				勤勉手当(教育長)	115/100*1.15
				扶養手当(教育長)	一般職に同じ
市長、助役、収入役及び教育長の任期等について					
職名	任期	選任等	廃置分合があった場合における特例等		
市長	4年	市町村の設置の日から50日以内に選挙を行う。 (選挙の期日は、少なくとも7日前に告示しなければならない。)	3町長の協議により、市長職務執行者を選任する。 市長職務執行者は、合併の日から新市長が選出されるまでの間、市長の職務を行なう。		
助役	4年	新市長が、議会の同意を得て選任する。			
収入役	4年	新市長が、議会の同意を得て選任する。			
教育長	4年	教育委員会の委員(委員長を除く。)のうちから教育委員会が任命する。	市長職務執行者から臨時に選任された委員の互選により、委員長を除く委員のうちから選出する。		

根拠法令等

市町村長

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（知事及び市町村長）

第139条

（第1項省略）

- 2 市町村に市町村長を置く。

（任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

（第2項省略）

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（一般選挙、町の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条

（第1項～第2項省略）

- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

（第4条省略）

- 5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

（第1号～第3号省略）

- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に

（第5号省略）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定め た者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

- 2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

- 3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

助役

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（副知事及び助役の設置及びその定数）

第161条

（第1項省略）

- 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

根拠法令等

収入役

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（出納長・副出納長及び収入役・副収入役）

第168条

（第1項省略）

- 2 市町村に収入役を1人置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
 - 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。
 - 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
 - 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。
 - 6 副出納長及び副収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。
 - 7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。
 - 8 出納長及び収入役が、前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。
- （第9項省略）

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任命）

第5条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（教育長）

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

- 2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。
- 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）

（最初の教育長の互選）

第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員（法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。）のうちから定めた者を教育長とするものとする。

現 況 (議会の議員及び農業委員会の委員)						備 考
天王町		昭和町		飯田川町		
2 議会議員		2 議会議員		2 議会議員		議会の議員の定数及び任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い」で別に協議する。 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いは、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」で別に協議する。
議 長	月 額 295,000	議 長	月 額 285,000	議 長	月 額 270,000	
副議長	月 額 265,000	副議長	月 額 255,000	副議長	月 額 245,000	
議 員	月 額 245,000	議 員	月 額 245,000	議 員	月 額 230,000	
6月期末手当支給割合	170/100	6月期末手当支給割合	170/100	6月期末手当支給割合	170/100	
12月期末手当支給割合	180/100	12月期末手当支給割合	180/100	12月期末手当支給割合	180/100	
役職加算	15%	役職加算	15%	役職加算	15%	
農業委員会		農業委員会		農業委員会		
会 長	月 額 23,000	会 長	月 額 17,000	会 長	月 額 21,000	
会長職務代理者	月 額 21,000	会長代理	月 額 15,000	会長職務代理者	月 額 19,500	
委 員	月 額 19,000	委 員	月 額 14,000	委 員	月 額 18,500	

現 況(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査会委員)

天王町			昭和町			飯田川町		
3 行政委員会			3 行政委員会			3 行政委員会		
教育委員会			教育委員会			教育委員会		
委員長	月額	20,000	委員長	月額	15,000	委員長	月額	19,000
委員長職務代行者	月額	18,000						
委員	月額	16,000	委員	月額	13,000	委員	月額	17,000
選挙管理委員会			選挙管理委員会			選挙管理委員会		
委員長	月額	20,000	委員長	月額	8,000	委員長	月額	9,000
委員長職務代理者	月額	18,000						
委員	月額	16,000	委員	月額	7,000	委員	月額	8,000
監査委員			監査委員			監査委員		
代表監査委員	月額	20,000	代表監査委員	日額	10,000	代表監査委員	月額	16,000
監査委員(議員)	月額	18,000	監査委員(議員)	日額	10,000	監査委員(議員)	月額	13,000
固定資産評価審査委員会委員	年額	17,500	固定資産評価審査委員会委員	日額	6,000	固定資産評価審査委員会委員		

行政委員会の組織・委員の選任・任期について

名称	定数等	任命等	任期	廃置分合があった場合における特例		
				最初の委員の選任	最初に選任された委員の任期	最初に任命される委員の任期
教育委員会	5人の委員で組織。	市長が、議会の同意を得て任命する。	4年	最初の委員の選任	最初に選任された委員の任期	最初に任命される委員の任期
				市長職務執行者が、3町の教育委員会の委員であった者のうちから、5人を臨時に選任する。	市長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで。	2人 4年 1人 3年 1人 2年 1人 1年 (各委員の任期は市長が定める。)
選挙管理委員会	4人の選挙管理委員で組織。	議会において選挙する。	4年	暫定選挙管理委員の選出	暫定選挙管理委員の任期	
				3町の選挙管理委員であった者の互選により、4人を選出する。	正規の選挙管理委員が、議会において選出されるまで。	
監査委員	3人又は2人 (条例で定数を定めなければならない。)	市長が、議会の同意を得て選任する。	識見を有する者 4年 議員 議員の任期	なし		
固定資産評価審査委員会	3人以上。 (条例で定数を定めなければならない。)	市長が、議会の同意を得て選任する。	3年	暫定固定資産評価審査委員の選任	暫定固定資産評価審査委員の任期	
				市長職務執行者が、3町の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者を、固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。	正規の固定資産評価審査委員が、議会の同意を得て選任されるまで。	

根拠法令等

行政委員会の設置等に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

（第2項省略）

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次の通りである。

- 一 農業委員会
- 二 固定資産評価審査委員会

（第4項省略）

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。

（第6項～第8項省略）

教育委員会の設置等に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（教育委員会の職務）

第180条の8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（設置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの教育委員会にあつては3人の委員をもって組織することができる。

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
（第2項～第3項省略）

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

根拠法令等

教育委員会の設置等に関する法令(つづき)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令221号)
(最初の委員の選任等)

- 第18条 市町村の設置あった場合においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行うもの(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなった者のうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。
- 2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。
- 3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初に召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村長職務執行者が召集する。

(最初に任命される委員の任期)

- 第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

選挙管理委員会の設置等に関する法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(設置及び組織)

- 第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

- 第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。
- 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべていなくなったときも、また、同様とする。
- (第3項～第8項省略)

(選挙管理委員の任期)

- 第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 補充員の任期は、委員の任期による。
- (第4項省略)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(暫定的選挙管理委員会)

- 第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもってこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。
- (第2項省略)

根拠法令等

監査委員の設置等に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（設置及び定数）

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

（監査委員の選任及び兼職禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2 識見を有する者の中から選任される監査委員の数が、3人である普通地方公共団体にあっては少なくともその2人以上は、2人である普通地方公共団体にあっては少なくともその1人以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければならない。

3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び再任用短時間勤務職員と兼ねることができない。

4 識見を有する者の中から選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 都道府県及び政令で定める市にあっては、識見を有する者の中から選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

（監査委員の任期）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（監査委員の定数4人の市）

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

（地方自治法第196条第2項に規定する職員）

第140条の3 地方自治法第196条第2項に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の職員（同条第4項に規定する監査委員を除くものとし、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第1条の規定による改正前の地方自治法附則第8条の規定により官吏とされていた職員及び警察法（昭和29年法律第162条）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

（地方自治法第196条第5項に規定する市）

第140条の4 地方自治法第196条第5項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

固定資産評価審査委員会の設置等に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（職務等）

第202条の2

（第1項～第4項省略）

- 5 収用委員会は別に法律に定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

地方税法（昭和25年法律第226号）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

- 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が開会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承諾を得なければならない。この場合において事後の承諾を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

現 況											
天王町				昭和町				飯田川町			
4 その他の特別職			円	4 その他の特別職			円	4 その他の特別職			円
特別職報酬等審議会委員				特別職報酬等審議会委員	日額	5,000		特別職報酬等審議会委員	日額	4,000	
				総合開発計画審議会委員	日額	3,000					
都市計画審議会委員				都市計画審議会委員	日額	3,000					
環境保全審議会委員				環境審議会委員	日額	3,000					
情報公開審査会 会長	日額	15,000									
情報公開審査会 委員	日額	10,000		公文書開示審査会委員	日額	3,000					
児童館長	年額	13,000									
児童館主事	年額	11,000		児童館運営委員会委員	日額	2,500					
国民健康保険運営協議会委員	月額	6,000		国民健康保険運営協議会委員	日額	3,000		国民健康保険運営協議会委員	年額	23,000	
介護保険運営協議会委員				介護保険運営協議会委員	日額	3,000		介護保険運営協議会委員	年額	23,000	
交通指導隊員	年額	35,000		交通指導隊員	月額	3,500		交通指導隊員	年額	38,000	
民生児童委員推薦委員				民生委員推せん委員	日額	3,000					
幼稚園長	月額	60,000		保育所運営委員	日額	2,500					
スポ - ツ少年団指導員	年額	22,000									
社会教育指導員	月額	65,000									
社会教育委員	年額	10,000		社会教育委員	日額	2,500					
公民館運営審議会委員	年額	10,000		公民館運営審議委員	日額	2,500					
文化財保護審議会委員				文化財保護審議会委員	日額	2,200					
体育指導委員	年額	12,000		体育指導委員	年額	20,000		体育指導委員	年額	6,000	
公民館分館長	年額	20,000		公民館分館長	日額	2,200		公民館分館長	年額	31,000	
公民館分館主事	年額	15,000		公民館分館主事	日額	2,200		公民館分館主事	年額	35,000	
				公民館地区館長	日額	2,200		公民館長	月額	114,000	
				公民館地区館主事	月額	10,000					

現 況											
天王町				昭和町				飯田川町			
4 その他の特別職		円		4 その他の特別職		円		4 その他の特別職		円	
消防団				消防団				消防団			
団長	年額	35,000		団長	年額	30,000		団長	年額	32,000	
副団長	年額	28,000		副団長	年額	25,000		副団長	年額	28,000	
分団長	年額	20,000		分団長	年額	20,000		分団長	年額	23,000	
副分団長	年額	18,000		副分団長	年額	17,000		副分団長	年額	19,000	
				部長	年額	14,000		部長	年額	17,000	
班長	年額	16,000		班長	年額	13,000		班長	年額	15,000	
団員	年額	15,000		団員	年額	12,000		団員	年額	14,000	
				出動手当	1回	1,300					
				警戒手当	1回	1,300					
				訓練手当	1回	1,300					
防犯指導員	年額	28,000		防犯指導員	月額	3,000					
				出動手当	1回	1,000					
投票管理者	日額	12,700		投票管理者	日額	12,700		投票管理者	1回	10,000	
開票管理者	日額	10,700		開票管理者	日額	10,700		開票管理者	1回	10,000	
選挙長	日額	10,700		選挙長	日額	10,700		選挙長	1回	10,000	
投票立会人	日額	10,800		投票立会人	日額	10,800		投票立会人	1回	9,000	
開票立会人	日額	8,900		開票立会人	日額	8,900		開票立会人	1回	6,500	
選挙立会人	日額	8,900		選挙立会人	日額	8,900		選挙立会人	1回	6,500	
連絡囑託員	町長の定めるところによる			町内会長	年額	24,000					
				納税組合長	年額	6,000					

現 況		
天王町	昭和町	飯田川町
4 その他の特別職 円	4 その他の特別職 円	4 その他の特別職 円
農業総合指導センタ - 運営委員会委員	農業指導センタ - 運営委員 日額 2,500	
特別土地保有税審議会委員 年額 14,000	特別土地保有税審議会委員 日額 2,800	
学校医 町長の定めるところによる	校医(内科) 月額 4,500	
学校歯科医 町長の定めるところによる	校医(歯科) 月額 4,000	
学校薬剤師 町長の定めるところによる	薬剤師 年額 10,000	
町嘱託医 町長の定めるところによる		
農業近代化ゼミナ - ル指導員 年額 10,000	農林水産推進委員 年額 5,000	
統計調査員 町長の定めるところによる		
図書館協議会委員 年額 10,000		
	その他の特別職の委員 日額 6,000以内において 町長が定める額	その他の特別職の委員 月額 6,000以内で 町長が定める額

~ 活^いき生^いき 3 6 0 0 0 の夢づくり ~

一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

新市まちづくり講演会

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会では、合併後の新市のまちづくりの内容を定める新市建設計画の策定に着手しました。

新市建設計画の策定に当たり、住民一人ひとりが合併後の地域のあり方を主体的に考える機会として、新市のまちづくりに関する講演会を開催します。

講師には、総務省市町村合併推進会議委員など国や多くの自治体の委員などで幅広く活躍されている関西学院大学の小西砂千夫教授をお招きしています。

合併は、住民一人ひとりに関わる大きな問題ですので、一人でも多くの皆様のご来場をお待ちしております。

【 講 師 紹 介 】



小西砂千夫教授

小西砂千夫(こにしさちお)

関西学院大学大学院経済学研究科 / 産業研究所教授

1960年9月生まれ 43歳

関西学院大学経済学部卒、博士(経済学)

(研究テーマ)

財政学、税、地方財政、市町村合併、財政投融资

(委員等履歴) 上記以外

財務省「財政制度等審議会専門委員」、総務省「地方行財政ビジョン委員会」、国土交通省などの各委員

(主な著書)

『地方財政改革論』(日本経済新聞社、2002年)

『市町村合併の決断』(ぎょうせい、2003年)など。

と き 平成15年11月24日(月)午後1時30分より

ところ 昭和町 羽城中学校視聴覚ホール

入場料 無 料

主催 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

〒010-0201 秋田県南秋田郡天王町天王字上江川 47-610

電話：018-870-6566 / FAX：018-878-7215

新市建設計画検討委員会 委員名簿

町 名	氏 名	備 考
天王町	古 山 金 悦	
	佐 々 木 吉 和	
	加 藤 裕 一	
	田 口 昇	
	柏 崎 重 嗣	
	佐 々 木 美 奈 子	
昭和町	川 上 孝	
	安 井 信 英	
	進 藤 文 明	
	加 藤 金 一 郎	
	信 田 敏 幸	
	吉 澤 力 ホ ル	
飯田川町	富 浪 常 紀	
	鐙 セ イ 子	
	鎌 田 善 信	
	宇 瀬 敬 悦	
	新 野 建 臣	
	石 川 郁 子	

次回開催日について

第6回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年11月14日(金) 午後2時~
開催場所 飯田川町 役場正庁

第7回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年11月28日(金) 午後2時~
開催場所 昭和町 農村環境改善センター

第8回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年12月19日(金) 午後2時~
開催場所 天王町 福祉センター

第9回協議会以降の開催予定

回数	開催期日	時間	場所	備考
第9回	1月23日	午後2時	飯田川町役場正庁	
第10回	2月13日	午後2時	昭和町農村環境改善センター	
第11回	2月27日	午後2時	天王町福祉センター	
第12回	3月26日	午後2時	飯田川町役場正庁	

なお、原則毎月第4金曜日とし、協議事項が多数想定される時期については月2回となります。
また、都合により日程や開催場所を変更する場合は、随時連絡いたします。